

## 茨城県共同受発注センター登録事業所 R6 製品販売実施要項

下記の点を厳守して下さい。

### 1. 販売製品（福祉施設自主製品）

※自主製品とは、障害者施設（障害福祉サービス事業所）で製作したオリジナルの手作り製品です。

出品可能な製品（常温販売）

食品【野菜類、菓子類（パン、クッキー等）、味噌、漬物等】、陶芸品、織物、縫製品、手芸品、紙製品、手工芸品、木工品、日用品、植物等

- ・加工食品は食品営業許可（許可証の写し提出）が必要です。  
（パンは菓子製造業で製造可能な種類のみ販売可）
- ・常温保存が困難な食品は販売できません。
- ・加工食品はパッケージ包装（袋入り等）してください。
- ・瓶詰食品（ジャムなど）やレトルトパウチ食品等は、賞味期限が長い「密封包装食品製造業」が必要です。
- ・試食の提供はできません。
- ・PL保険（製造物（生産物）賠償責任保険）の保険証券の写しを提出してください。
- ・関係法令（食品表示法等）の表示が不備な製品は販売出来ません。  
（関係法令とは、食品表示法、米トレーサビリティ法、資源有効利用促進法、家庭用品規制法、景表法、知的財産権など）
- ・家庭用品品質表示法、薬機法にて許可されていない製品は販売できません。  
（石けん、入浴剤等は薬機法の許可が必要）
- ・縫製品等は、検針をし、検針済みの表示をしてください。
- ・市販のキャラクター関係製品は販売出来ません。
- ・EMボカシは届出が必要です。

※すべての食品事業者に一般衛生管理に加え、HACCP(ハ CCP)に沿った衛生管理が求められることになっています。

※下記について確実に表示する必要があります。表示不備の場合、参加不可となります。

加工食品は、下記の表示が必要になります。(栄養成分も必ず表示してください。)

- ・名称 ・原材料名 (食品添加物やアレルギー物質を含む食品も含む) ・アレルギー ・添加物
- ・内容量 ・保存方法 ・原産国 ・原料原産地 ・遺伝子組み換え ・栄養成分
- ・期限表示【消費期限 (品質の劣化が早い食品 (パンなど)) 又は賞味期限 (品質が比較的長く保持される食品 (クッキーなど))】
- ・製造 (加工) 者氏名 (法人名等名称) ・製造者 (製造 (加工) 所) 所在地

※期限表示は手書き不可です。

※一つずつ包装し、包装の上に表示してください。

※詰合せの加工食品 (菓子詰合せ等) は、詰合せの包装にも全商品の表示が必要です。

※表示方法にも各種規定があります。

※食品表示法により罰則が強化されておりますので充分ご注意ください。

※消費者庁発行「早わかり食品表示ガイド」(消費者庁のホームページからダウンロード可能) などをよくご確認ください。

消費者庁発行「早わかり食品表示ガイド」令和6年4月版より抜粋

**トピック**

従前のルールから変更されている以下の点等に留意し、表示する必要があります。

<p>○<b>特定原材料として「くるみ」を追加</b> アレルギー表示の対象品目である特定原材料として「くるみ」を追加。 【経過措置期間 2025(令和7)年3月31日まで】</p> <p>○<b>遺伝子組換えに関する任意表示制度の改正</b> 分別生産流通管理 (IP管理) を行い、遺伝子組換え農産物の遺伝子改変の混入率が5%以下に抑えている大豆及びとうもろこしは「適切に分別生産流通管理をしている」旨の表示や、分別生産流通管理を行わず、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる大豆及びとうもろこしは「遺伝子組換えでない」旨の表示がそれぞれ可能となる。 【2023(令和5)年4月1日施行】</p> <p>○<b>原料原産地表示制度</b> 全ての加工食品 (輸入品を除く) について、「多く用いられている原材料の産地の表示を義務付け。表示方法は「個別産地順表示」、「製造地表示」、「又は表示」、「大括弧表示」、「大括弧表示＋又は表示」があり、2022年(令和4年)3月31日までの経過措置期間としていた。</p>	<p>○<b>「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」の公表</b> 「食品添加物不使用制度に関する検討会」及び「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会」での議論を踏まえ、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとなる食品添加物の不使用表示に係るガイドラインを公表。 【表示の義務化期間 2024(令和6)年9月まで】</p> <p>○<b>しいたけの原産地表示の改正 (令和4年9月から)</b> 原産地について、紙木又は薪床栽培に種苗を植え付けた場所 (栽培地) を原産地として表示する。生鮮しいたけは令和4年9月まで、しいたけ加工品は令和5年3月までを経過期間としていた。</p> <p>○<b>アサリの原産地表示ルールの厳格化 (令和4年3月から)</b> アサリの原産地表示について、「養蚕」を定義し、この期間は成育期間に含まれないこととする。輸入したアサリの原産地は、養蚕の有無にかかわらず輸出国となり、例外として、輸入した養蚕のアサリを区画隔離等に基づき1年半以上 (成育) し、食感等に関する検査書類を保存している場合には、国内の養蚕地を原産地として表示できることとする。 * 輸入したアサリの成育期間の短縮が困難なため、アサリの成育までの一般的な所要年数が3年程度であることを踏まえた整理。</p>
--	---

・漬物製造業等の経過措置は 2024 年 5 月 31 日で終了しております。

※茨城県食品表示ガイド (令和5年度版) もご一読下さい。

## 2. 提出書類

- ・ 申込書
- ・ 食品営業許可証の写し（既に送付済みの場合は不要）
- ・ PL 保険（製造物（生産物）賠償責任保険）の保険証写し（直近のもの）（既に送付済みの場合は不要）

※食品営業許可証、PL 保険証券は、有効期限が切れている場合、販売当日時点で切れる場合は再提出願います。